

非体系的 相続実務入門

第1回

相続業務のすすめ

行政書士 宮浦 孝明

みなさん、はじめまして。小金井行政書士事務所の宮浦孝明です。先日、本誌編集部から「相続について何か書きませんか」というご依頼を受けました。

「相続よりもお墓の方がおもしろいですよ。いや、戒名の話の方が受けるかも」とお答えしたのですが、さすがに税務の雑誌でそこまですると色々支障があるようで、本来の筋に落ち着くことになりました。

「なんで突然お墓が出てくるんだ?」と思われたあなた、今しばらくお待ちください。いずれこの謎は解明されます。

私はこの連載を、開業されている税理士の先生方のために書こうと考えております。いわば「税理士のための相続業務のすすめ」です。

「なんだ、相続税の仕事ならもうやってるよ」という声が聞こえてきそうですが、私が書くのは税務以外の相続業務です。弁護士の先生方や、我々行政書士がやっているような仕事ですね。

「税務だけで十分忙しいんだ、そんなことやってる暇はないよ」

いやいや、相続税の申告に至るまでの過程や背景を知っておくことは決して無駄にはなりません。

「悪いけどそういうこと全く興味ないから」
お願いですからもう少し我慢してください。
そういう人でも読めないことはないです。

「もうバンバン相続業務をやってるよ」

こういう方は読まないように。本稿は相続業務をやったことのない初心者を対象にして

おります。

「じゃあ相続業務をゼロから教えてくれるのね」

いや、そういうわけでもないのです。法律的なことや書類の作り方などはご自分で本を読んで勉強してください。いい参考書がたくさんあります。役に立つことはそういう書籍にお任せして、この連載では役に立つか立たないか、ギリギリ微妙なラインを狙います。

1 最良と最悪は紙一重

読者の中にも、「相続の仕事はなんか難しそうだから……」と、二の足を踏んでいる人がいるかもしれません。でも大丈夫です。相続業務も他の多くの仕事と同じく、標準的なケースではそれほどの困難はありません。要は慣れです。具体例を挙げてみましょう。

【事例1】 最良の相続業務

顧客 「遺産分割協議書の作成をお願いしたいのですが」

先生 「わかりました。念のために戸籍謄本を取り寄せますので承諾いただけますね」

顧客 「いや、もうここに全部そろえて持ってきました」

先生 「助かります。相続財産に不動産は含まれていますか？」

顧客 「はい、ここに登記簿謄本があります」

先生 「分割協議はもう行われましたか？」

顧客 「はい、先日合意に至りまして、内容はこの紙にまとめてあります」

宮浦 孝明

MIYAURA takaaki
1959年大阪生まれ。
早稲田大学卒。
行政書士及び1級ファイナンシャルプランニング技能士。
サラリーマンから自営業、肉体労働に至るまで、さまざまな職業を経験することにより人格を磨こうとするも、その成果は不明。
現在、東京都行政書士会多摩中央支部所属行政書士。
趣味は、山歩き、中国語、ツーリング等。